

# 宇都宮商工会議所

## 中心商業地にぎわいづくり促進補助金

宇都宮市の中心商業地にぎわいづくりに寄与する出店をすると補助が受けられます

### どんな補助が受けられるの？

対象経費	補助率	限度額
経営財務診断費	50%	1回につき 1万6千5百円
内外装改造費	(1) 一般店舗 天井・壁・床・塗装・電気・給排水工事等サイン工事等外装も含む対象工事費(設備工事等は除く)	30%
		40%
		50%
	(2) 大谷石蔵活用店舗 天井・壁・床・塗装・電気・給排水工事、外装についてはサイン工事のみが対象	30%
特例加算	おもてなし事業(対象費用の範囲は別紙参照) (1) バリアフリー仕様の店作り ※宇都宮市「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年規則第57号)別表第2に規程する整備条件を満たすものに限る (2) 夜間照明設備等の設置	30% 50万円を限度に内外装改造費補助額に加算

### どの区域が対象になるの？

「中心商業地にぎわいづくり促進事業補助金対象区域」マップ(宇都宮商工会議所ホームページに掲載)をご参照のうえ、詳細はお問い合わせください。

※対象区域内において、出店地が再開発事業等の公共事業が実施される場所では、その進捗により店舗の転出依頼があった場合、速やかに店舗の転出に応じていただきます。

### 業種等による制限はあるの？

#### 【対象になるもの】

小売業、飲食業(ただし、酒類提供のない店舗に限る。(カクテル専門店は可))、サービス業、医療・社会福祉業、教育・学習支援業、その他市長が適当と認める業

#### 【対象にならないもの】

オフィスに利用する場合や、風俗業及び遊戯業、その他対象業種にあたらないもの

※全ての業種において週4日以上営業が必要です。

また、予約制の場合、予約が入らず営業を行わない日は営業日とみなしません。

※カクテル専門店をのぞき、正午までに営業を開始し、日中営業することが必要です。

## 宇都宮市中心商業地にぎわいづくり促進事業補助金交付要綱 抜粋

(補助条件等)

第6条 経営者及び店舗において、その経営者は次の各号のすべての条件を充たさなければならない。

- (1) 営業開始の日以降に経営財務診断を受けること。
- (2) 店舗における営業を営業開始の日から2年以上継続すること。
- (3) 補助対象業種については、別表第3のとおりとし、受給資格認定を受けた業種から変更しないこと。
- (4) 正午までに営業を開始し、日中営業すること。ただし、カクテル専門店は除く。
- (5) 店舗を転賃して営業を行うものではないこと。
- (6) 店舗が補助対象区域内での移転によるものでないこと。
- (7) 経営者は市税を滞納していないこと。
- (8) 経営者が新たに賃貸契約を行った店舗であること。
- (9) 市街地再開発事業に伴う都市計画区域外であること。
- (10) 再開発事業などの公共事業に協力すること。
- (11) 餃子通りへ新規出店する餃子関連店舗の場合は、餃子関連店舗であることを広く公に表示すること。
- (12) 各種法令遵守等を遵守すること。
- (13) 国県市の補助金を重複して受けていないこと。
- (14) 経営者は「宇都宮市暴力団排除条例」(平成23年宇都宮市条例第37号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
- (15) その他会議所で定める事項

(補助金の返還)

第7条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助条件を充たさなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の返還を求めることが相当であると市長が認めるとき。

## 宇都宮商工会議所中心商業地にぎわいづくり促進補助金取扱要領 抜粋

(受給資格の認定手続)

第2条 受給資格者の認定の申込みは、受給資格者認定申込書(別記様式第1号)により申し込むものとする。この場合において、出店日を含む60日以内に申し込むものとする。

2 会議所は、申込を受けたときは、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 申込みに係る店舗の建物が要綱別記に定める区域にあること。
- (2) 申込みに係る店舗が1階若しくは2階(カクテル専門店にあっては2階)にあり、又はこれらの階が空き店舗でない場合の地下1階以下若しくは3階以上の階にあること。ただし、地下1階又は3階を超える階にあっては、1階及び2階と連続する途中の階も空き店舗でないこと。ただし、医療業、社会保険・福祉・介護事業においては、この限りでない。
- (3) 店舗が対象区域にあるかは、店舗の入口又は店舗の正面の位置が対象区域に面しているかで判断する。
- (4) 要綱第5条第1項に定める条件を満たすこと。
- (5) 申込みに係る店舗の経営者と申込人が一致すること。
- (6) 申込人は、空き店舗所有者、当該所有者の同一生計者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人若しくはその他団体でない者とする。
- (7) 認定を受けた後、主たる取扱商品の変更および業態転換を事前相談なく行わないこと。
- (8) すべての業種において、週4日以上、日中営業を行うこと。

(経営財務診断に要する費用の請求)

第3条 経営財務診断に要する費用の請求は、経営財務診断に要する費用の請求書(別記様式第3号)により請求するものとする。

(内外装改造等に要する費用の請求)

第4条 内外装改造等に要する費用の請求は、内外装改造等に要する費用の請求書(別記様式第4号)により請求するものとする。

2 前項の内外装改造等に要する費用の範囲は、次の通りとする。

- (1) 内装改造工事については、天井、壁、床、塗装、電気、給排水工事とする。
- (2) 外装改造工事については、店舗の賃借上許容される店名のサイン工事を含む外観工事とする。

## 必要書類

### 1 申込書類

- ① 受給資格者認定申込書（別記様式第1号）
- ② 店舗の賃貸借契約書および重要事項説明書の写し
- ③ 店舗の賃貸借契約に係る契約金等の領収書の写し  
（敷金、礼金、仲介手数料、初月分家賃等）
- ④ 中心商業地にぎわいづくり促進補助金の申請にかかる宣誓書
- ⑤ 商店街（または自治会）、商工会議所への加入を明らかにする書面の写し
- ⑥ 出店者の事業概要
- ⑦ 専門家（中小企業診断士）による経営財務診断書

（その他）

- カクテル専門店としての認定を受ける場合
- ⑧ 宇都宮カクテル倶楽部加盟の証明書
- 餃子通りへ新規出店する餃子関連店舗の場合
- ⑨ 協同組合宇都宮餃子会に加入している証明書
- 特例加算の認定を受ける場合（おもてなし事業申請者のみ）
- ⑩ 特例加算申告書

### 2 経営財務診断費用請求

- ① 経営財務診断費用請求書（別記様式第3号）
- ② 経営財務診断に要した費用の領収書等の写し
- ③ 経営財務診断書
- ④ 請求者の市税完納証明書（請求者所在地の証明）の原本
- ⑤ 請求者の振込口座が確認できる預金通帳等の写し

### 3 内外装改造費等に要する費用の請求

- ① 内外装改造費等に要する費用の請求書（別記様式第4号）
- ② 内外装改造費等に要する費用の請求に関する内訳書
- ③ カクテル専門店の場合は、宇都宮カクテル倶楽部に加入していることを明らかにする書面
- ④ 餃子通りへ新規出店する餃子関連店舗の場合は、協同組合宇都宮餃子会に加入していることを明らかにする書面
- ⑤ 店舗の内外装改造費の内容が確認できる見積書および工事内訳書の写し  
（工事等の内容が不明瞭な場合は、当該部分は補助の対象となりません。）
- ⑥ 店舗の内外装改造費の請求書の写し
- ⑦ 店舗の内外装改造費の領収書の写し
- ⑧ 店舗位置図
- ⑨ 店舗平面図
- ⑩ 改造前の写真（写真が無い場合は受付できません）
- ⑪ 改造後の写真（写真が無い場合は受付できません）
- ⑫ 営業実績報告書
- ⑬ 営業収支報告書
- ⑭ 請求者の市税完納証明書（請求者所在地の証明）の原本
- ⑮ 請求者の振込口座が確認できる預金通帳等の写し
- ⑯ おもてなし特例事業（特例加算）の申請者は実施した内容と経費が分かる書面、該当部分の図面および写真

## 《手続きの流れ》

### 相 談

窓口で出店場所、業種、事業計画をヒアリングし、条件を満たしているか、申込が可能かどうか確認し、条件を満たした方に申込書類をお渡します。



### 申 込

申込書類が揃ったら、出店日を含む60日以内に宇都宮商工会議所の窓口にて申込手続きをしてください。  
(専門家の経営財務診断を受けてから経営財務診断書を受け取るまでに日数がかかる場合がありますので余裕をもってご準備ください。)



### 審 査 委 員 会 (受 給 資 格 認 定 審 査)

申込書類をもとに受給資格認定審査を行います。



### 受 給 資 格 認 定 書 発 行

審査委員会で受給資格を認定された方に「受給資格認定書(別記様式第2号)」をお渡ししますので、受給資格認定日から1年以内に請求手続きを行ってください。



### 請 求 手 続 き

経営財務診断費・内外装改造費等の請求に必要な書類を宇都宮商工会議所の窓口へ提出してください。



### 審 査 委 員 会 (請 求 審 査)

請求書類をもとに請求認定審査を行います。



### 補 助 金 の 交 付



審査委員会で請求を認定された方に補助金を交付します。

**※認定条件を満たさなくなった場合や法令違反があった場合などは、補助金をお支払いできません。**

**補助金支払い後であっても、補助金の返還を求める場合があります。**

### 【申 込】

宇都宮商工会議所地域振興部 (宇都宮市中央3-1-4) TEL 028-637-3131

### 【問 合 せ】

宇都宮商工会議所地域振興部

TEL 028-637-3131

宇都宮市経済部商工振興課商工振興グループ

TEL 028-632-2433

平成15年4月1日から適用  
平成19年4月1日一部改正  
平成21年4月1日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正  
平成31年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正  
令和7年4月1日一部改正